

令和4年1月19日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

令和4年1月19日に新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：岸田総理大臣）により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域が追加されたことなどから、別紙のとおり県民の皆様へのお願いを変更します。

また、現在お願いしている「不要不急の外出を控える」については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいて、あらためて要請します。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

◆変更前	◆変更後
<b>【県民の皆様へのお願い（1月18日）】</b> まん延防止等重点措置区域への不要不急の外出は控える ※ <u>ワクチン検査パッケージ制度の適用を受けた者</u> は除く ※広島県、山口県( <u>岩国市・和木町</u> )、沖縄県  (対象となる区域については、令和4年1月18日現在)	<b>【県民の皆様へのお願い（1月19日）】</b> まん延防止等重点措置区域への不要不急の外出は控える ※ <u>対象者全員検査を受けた者（PCR検査等により陰性が確認された者）</u> は除く ※ <u>群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県において各都県が定める区域</u> (対象となる区域については、令和4年1月19日現在)